

平成 23 年度 第 3 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 6 月 8 日（水）17 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

時間となりましたので、ただいまから「税制調査会」を開催いたします。本日は、昨日に引き続き、社会保障と税の一体改革について審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

本日の議事に入る前に、平成 23 年度税制改正法案をめぐる状況について状況報告をいたしたいと思えます。

平成 23 年度税制改正法案については、本年 1 月 25 日に国会提出し、現在も衆議院財務金融委員会において審議中となっております。同法案には、本年 3 月末に適用期限が到来する租税特別措置の延長等の措置も盛り込まれており、これらの租特等については、3 月末に議員立法により 6 月末まで適用期限の延長が行われております。

このような状況下、与野党間で平成 23 年度税制改正法案の取扱いについて協議中であり、基本的には個人所得課税、法人課税、資産課税及び消費課税に係る税制の抜本改革の一環をなす改正、並びに国税通則法の抜本改正については、現在審議中の法案に残すよう法案修正した上で各党間で引き続き協議を行うこととし、それ以外の改正事項、すなわち雇用促進税制等の政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、納税者利便の向上、課税の適正化、その他の改正及び期限切れ租税特別措置の延長等については、別法案として分離するという方向で協議がなされていると承知をいたしております。3 党間で、政策責任者の間でサインがなされた、合意をしたということでございます。完了したという御報告であります。

いずれにいたしましても、国会における政党間の協議であります。その結果を受けまして、政府として必要な対応を行うこととしたいと思えますので、御了解いただきたいと思えます。

また、鈴木副大臣から地方税につきましても御報告をいただきます。

○鈴木総務副大臣

それでは、御報告します。

地方税につきましても国税と同様の協議が現在なされており、その結果を受けて、政府として必要な対応を行うこととしたいと考えておりますので、御了解をいただきたいと思えます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

閣法の修正があるということでございます。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

各党間で調整されてそうなったという結果については勿論、私も了というか、報告を受けとめる以外にはないのですが、実は納税環境問題、特に納税者権利憲章、国税通則法の改正問題は民主党が長い間ずっと言い続け、しかも 23 年度あるいは 22 年度税制改正大綱の中にもきちんと、まさに改革すべき中期的な方向の冒頭に掲げてきた項目であり、非常に期待の強い項目ただけに、この問題、これが決して駄目になったということではないんですが、これは是非とも国民の権利義務といいますか、非常に重要な点なので、この点についての理解を、特に折衝に当たられている皆様方にも含めて御理解をいただいて、これを早急に実現していただくよう努力をお願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

念のためでございますが、今回の合意について、今、御指摘の納税環境整備についてどう記載されているかについて御説明いたします。

国税通則法の抜本改正についても各党間で引き続き協議を行い、上記の改正項目についての協議の際に、更正の請求期間の延長を始めとする納税環境整備が進展するよう成案を得るものとなっておりますので、これで駄目になるというお話ではございません。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

昨日申し上げましたように、社会保障と税の一体改革については、主として2つの議題、すなわち1つは、改革案において示された社会保障の安定財源確保の基本的枠組みに関する議論。もう一つは、主要税目の改革の基本的方向の整理でございます。

本日は、まず2つ目の議題に関して、昨日の議題で積み残しになっておりました、税制抜本改革に関するこれまでの議論について、資料に基づいて御説明を行った上で議論を行いたいと思います。

尾立政務官、逢坂政務官、よろしく願いをいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、お手元の資料「税制抜本改革に関するこれまでの議論」に基づきまして、初めに税制抜本改革の方向性に関わるこれまで議論、すなわち民主党政権においてこれまで決定してまいりました平成 22・23 年度の税制改正大綱、そして、党の提言などを今一度御説明をさせていただきしたいと思います。

次に、平成 22・23 年度税制改正大綱と平成 21 年度税制改正法附則 104 条、これは言うまでもございませんが、自民政権時代に成立した法律でございます。現政府はその法律に拘束をされているという関係でございますが、この我々の積み上げてきた

議論と 104 条の関係、国税部分について 2 点目は説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、資料の 3 ページを御覧いただきたいと思えます。まずは、税制抜本改革の基本的方向性についてでございますが、23 年度大綱においては、下線の部分を読み上げさせていただきます。

成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に因るため、所得課税、消費課税、資産課税全般について改革を進める。

社会保障改革について、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や「社会保障改革に関する有識者検討会報告」に示された内容を尊重する。並びに社会保障と税の一体改革について、平成 23 年半ばまでに成案を得る。6 月 20 日という官房長官の指示は、この部分に該当しております。

このような経緯でございました。

次に、4 ページを御覧ください。税制抜本改革については民主党においても、税制改正 PT 提言では、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。

また、税と社会保障の抜本調査会「中間整理」では、社会保障に対する国民の信頼を早急に回復する必要があること、財政状況が極めて厳しいことを踏まえれば、税と社会保障の抜本改革は一刻の猶予もならない課題であるとされております。

5 ページを御覧ください。以上の税制抜本改革の基本的方向性については、昨年 6 月に閣議決定された財政運営戦略とも整合的な内容となっております。

6 ページを御覧ください。以下、各税目の改革の方向性について御説明申し上げます。

まず、個人所得課税については、平成 22・23 年度大綱において、所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除の見直しや、税率構造などの所得税改革に取り組む、金融所得の一体課税を進める、給付付き税額控除は、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討することとしております。

7 ページを御覧ください。民主党の税制改正 PT 提言では、所得税の所得再分配機能や財源調達機能が低下していることを踏まえ「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」と見直しを図っていく。また、税率構造全体の見直しについては、まさに所得、資産、消費を含む税制抜本改革の議論の中で検討していくべき重要な課題であるとされております。

8 ページを御覧ください。この四角の囲みには、これまでの主な取組みを記しております。

平成 22 年度大綱では年少扶養控除の廃止など、また平成 23 年度大綱では高額な役員給与に係る給与所得控除の見直しなど、ある意味、税率構造を除いては一定の改革

に取り組んでまいりました。

なお、これらの取組みの詳細につきましては 21 ページ以降に記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

9 ページを御覧ください。次に法人課税でございますが、平成 22 年度大綱では、租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととしております。

これを踏まえ平成 23 年度大綱では、法人税率の 4.5%引下げ及び減価償却制度、欠損金の繰越控除等の見直しによる課税ベース拡大を決定しております。

10 ページを御覧ください。消費課税については、まず消費税ですが、平成 23 年度大綱において、冒頭に御紹介したとおり、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」で指摘された基本的な考え方などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討することとされております。

なお、本大綱で尊重するとされた民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」で指摘された基本的な考え方は、1つ、社会保障の財源としては「国民全体で広く薄く負担する」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。2つ、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。3つ、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確にする。4つ、消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討するとさせておるところでございます。

11 ページを御覧ください。地方消費税については後ほど逢坂政務官から御説明があると思いますが、その他、平成 23 年度大綱において、車体課税について、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

12 ページを御覧いただきたいと思います。地球温暖化対策のための税については、エネルギー起源 CO2 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成 23 年度に「地球温暖化対策のための税」を導入するとされております。民主党の税制改正 PT 提言においても、車体課税及び地球温暖化対策のための税について、大綱と同様の記述がなされているところでございます。

13 ページを御覧ください。以上を踏まえて、平成 22 年度においては揮発油税等の暫定税率の見直しや自動車重量税の税率構造の見直し、平成 23 年度においては地球温暖化対策のための税の導入などを決定したところでございます。

14 ページを御覧ください。資産課税につきましては、22 年度大綱において、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成 23 年度改正を目

指します、とされています。

民主党の税制改正 PT 提言では、内需、消費の拡大を図っていくため、相続税の基礎控除の縮減等を行うとともに、贈与税減税を行って若年層への資産移転を図っていくべきとされたところでございます。

以上を踏まえ、平成 23 年度においては相続税の基礎控除の引下げ及び高額遺産取得者を中心に負担を求める観点からの税率構造の見直し、若年世代への資産移転を促進する観点からの贈与税の税率構造等の見直しを決定したところでございます。

15 ページの地方税制は後ほど、これまた逢坂政務官の方から説明がございましたので、16 ページへお進みください。こちらでは大綱と、先ほど御説明いたしました附則第 104 条の比較について説明をいたします。

まず、税制抜本改革に向けたスケジュールですが、附則第 104 条第 1 項では、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずることとされております。

17 ページを御覧ください。次に個人所得課税ですが、附則第 104 条では、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げる。また、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。更に、金融所得課税の一体化を更に推進することとされております。

18 ページを御覧ください。法人課税については、附則 104 条では、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討することとされております。

消費課税については、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討する。また、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組みを行うことにより、低所得者への配慮について検討することとされております。

19 ページを御覧ください。その他の消費課税について、附則 104 条におきましては、自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。また、低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進することとされております。

資産課税については、格差の固定化の防止などの観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討することとされております。

以上、見てまいりましたとおり、平成 22 年度及び 23 年度の税制改正大綱と附則第 104 条は、税制抜本改革の基本的方向性、各税目の改革の方向性を共有しているものと言えると考えております。

最後に別刷りでございますが「社会保障財源の確保と税制抜本改革に関するこれまでの議論の整理」、5月23日付というものをお手元に御用意いただきたいと思っております。A4判の横書きのものでございます。

その12ページ以降に「参考資料」と書いてある資料がございますでしょうか。その資料を引きながら、財政状況について簡単に補足説明をさせていただきます。

○片山総務大臣

もう昔のことはいいのではないですか。はしりましょう。お役人の書いた文章を読んでも意味ないですよ。時間も無いんですから、もっと議論しましょう。

○尾立財務大臣政務官

それでは、財政状況については割愛をさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、私の方から若干、地方税を簡単に説明させていただきます。これまでの経過でございます。

御手元の資料の20ページをお開きください。平成21年の所得税法等の一部を改正する法律の附則104条の関係でございますけれども、地方税法につきましては、そこに記載のとおりでございます。地方消費税の充実を検討する、地方法人課税の在り方を見直すことによって、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めることと附則に記載されてございます。

もう一方、これまでの議論の中で、片山大臣からも発言がございましたけれども、社会保障の議論をする際には、その大きな担い手である自治体の意見をよく聞きましようというようなことがこれまでの議論の中で出されていたかと思っております。

資料の7ページを御覧ください。すみません、戻っていただきます。個人住民税について記載がございます。個人住民税は「地域社会の会費」的性格であるということ踏まえつつ、所得税の諸控除の見直しにも留意しながら、個人住民税の諸控除の見直しも検討しましょうということでもあります。

次に、11ページを御覧ください。地方消費税につきましては、社会保障改革を支える税制改革のためには、国とともに制度を支えている自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標でなければならない。更に、地方自治体のそのような努力を支えるためにも、税源の偏在性が少なく、安定的な税財源を確保することが必要であるということでもあります。

それから、12ページへお進みください。地球温暖化対策に関する地方税の税源確保について書いてございます。自治体が既に温暖化対策で様々なことをしている。それから、排出抑制に併せて森林吸収源対策も総合的にやる必要がある。そのために、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討するというところでございます。

更に、15 ページ。地方税のことについて記載がございます。これも偏在性と安定と
いうようなことが書いてございます。

私からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、これより討議に入りますが、初めに松下経済産業副大臣と池口国土交通
副大臣より資料の提出がありましたので、簡単に、手短に御説明をお願いいたします。

松下副大臣からお願いします。

○松下経済産業副大臣

簡潔に御説明申し上げます。

ペーパーを出してありますけれども、これは一体改革の各論について、消費課税を
始めとして幾つかの税制についての論点を出してありますので、これは目を通して
いただいて、それぞれ、またいろいろ、先々、議論をしていただきたいと思います
と思っております。

今日申し上げたいのは、法人課税 1 つについてでございます。これは、今、御説明
がありましたけれども、新成長戦略も踏まえて、日本に立地する企業の競争力強化、
外資系企業の立地促進のために法人実効税率を主要国並みへ段階的に引き下げていく
ということで、これは是非、実行していきたいということでございます。課税ベース
の拡大と併せた法人実効税率の 5 % 引下げ、中小法人に対する軽減税率の 3 % 引下げ
を盛り込んだ平成 23 年度税制改正法案について、税制抜本改革の一環をなすものとし
て、これは是非とも早期実現を図りたいと考えております。

東日本大震災が発生いたしまして、多額の財源が必要とすることも十分承知して
おりますけれども、この大震災後、電力供給の制約等もございました。大変申し訳ない
ことだと思っておりますけれども、このことで国内産業の空洞化、それから、日本の
企業が海外に拠点を新設するのではなくて、現在ある国内の拠点を海外に移転しよう
ということで動いてしまっているのもたくさん出てきておりまして、非常に心配をし
ております。日本の最大の武器であります炭素繊維、ボーイング 787 の主翼はこれ
でつくっていますけれども、それを生産している日本の上場企業は韓国に出ていきま
したが、5 年間無税、その後の 2 年間で 2 分の 1 という事の中で、どうしても行かざ
るを得ないということで出ていった企業もございます。2013 年から操業するとい
うことでございます。

こういうことを踏まえても、私たちは産業構造審議会でも議論していますが、しっ
かりと取り組んでいかなければいけない課題だと考えております。どうぞよろしく
お願いします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、池口副大臣お願いします。

○池口国土交通副大臣

私の方は、昨日の議論を踏まえまして問題提起をさせていただきたいと思っております。

1つは、論点の整理をしていただきたい。これをしないと、それぞれの意見が、どうも、昨日も含めてもいろいろな観点で意見が出ますから、それはどういうふうに集約してやるかというのがわからないという感じがありましたので、是非、論点の整理をしていただきたいということ。

その中で、平成23年度税制改正の扱い、若干、経過は言われましたけれども、私の記憶で言うと、平成23年度の税制改正は法人税の減税が中心でした、それで、法人税の減税をするために各省庁が協力をしました。そうすると、この法人税の減税がどうなるかというのは、各省庁が協力したものがどうなるかということなので、ここはやはり正しく説明をしていただかないと、今後の平成22年度、平成23年度の大綱を踏まえるとはいっても、ここのところは結構大きな論点だろうと思います。

もう一つは、消費税について、昨日の議論も10%を前提の議論なのか、いや、そうではないんだということもありました。そういう意味で、私は財源としての消費税という議論ではなくて、やはり税制調査会ですから、消費税そのものがどうなのかという議論が必要だと思っています。当然、税率をどうするのかということと、軽減税率を適用するのか、しないのか。二重課税と言われていたものをそのまま残すのか、どうするのか。更には、国と地方の配分をどうするのかという、この議論が当然されるんだろうと思っています。

最後は、ある意味、具体的に書き過ぎたわけですがけれども、車体課税の抜本の見直しというのは、エコカー減税は平成23年度末で切れますので、これはどうするのかというところは法律の文章からいっても欠くべからざるものだと思いますが、ただ、これも含めて、本当に6月20日までに議論ができるのかどうかという懸念は持っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

今の御意見も含めて、当然、論点整理もしてまいりますし、今後、この場での議論を踏まえて、主要税目の改革の基本的方向性を整理し、それを一体改革の成案の中に文章として反映をさせていくということになると思います。

ただ、その上で消費税収の具体的な配分とか、あるいは制度の詳細については、大枠の成案を決定した後で引き続き税制調査会において審議を行うということになります。議論を排除するものではございません。議論をして結構なわけですがけれども、そ

ういう整理で、細部については引き続いて、またこの税制調査会の中で決定をしていくという整理をお願いをしたいと思います。

そのほかの方も含めて、御意見・御質問があれば、どなたからでもどうぞ。

それでは、逢坂政務官お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

昨日十分に発言できなかつたものですから、私は、関係4大臣がいる中で私ごときが発言するのは非常に口幅ったいところもあるんですが、ここの議論が最終的に国民の皆様理解されるものでなければ、どんなにここで高邁な議論をしても、これは無意味なものになってしまいます。

一つは、昨日も言ったとおり、わかりやすい議論をするということだと思っています。

併せて、今回は負担増がある種の前提にあることは避けられないと思っていますが、負担増ということになれば、これから我々が議論しようとする社会保障制度が国民にとって、これでいいんだと言われるものであるかどうかの納得感をやはり得る必要があります。したがって、わかりやすい議論と社会保障制度全体の在り方について、もっと丁寧にするということが大事だろう。

その際に、例えば国民の感覚からすれば、制度として確立された社会保障だけが社会保障ではないということでもあります。制度として確立されていない社会保障、もっと具体的に言うと、それぞれの地域の実態や実情に応じて、場合によってはやむにやまれぬ現実によって給付をしている、あるいはいろんなサービスをやっていることも含めて社会保障というふうに国民は見ているということでもありますので、ここの論点を忘れてしまうと極めていびつな議論になるのではないかという懸念を持っているということでもあります。

もう少し具体的に、また後で時間があれば説明したいと思います。これが一つです。

もう一つですが、私は政治家としてどうしても忘れてならないのは、三位一体改革、あの失敗をもう一回してはいけないということだと思っています。私は、三位一体改革のときに自治体の首長をしておりました。あのときのトラウマはいまだに心の中に残っております。

そして、これは皆さんは逢坂は言い過ぎだとおっしゃるかもしれませんが、政権交代の原動力の一つ、大きなきっかけになったのは、私自身、三位一体改革だと思っています。それは全国の首長の中で、あのときのあれがやはり相当大的な引き金になったと認識している人は多いと思います。

したがって、今回のここでの議論は、結果としてもあの轍を踏まないし、議論のプロセスとしても、あの轍を踏んではいけないということをして是非、口幅ったいようですけれども、皆さんに御認識をいただければと思います。

冒頭、私からとりあえず2点です。

○五十嵐財務副大臣

池口さん、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

五十嵐座長が言った、消費税については、細部は別途議論という、細部というのはどこのことを言っているのか、よくわかりません。

○五十嵐財務副大臣

例えば個別間接税との整理等は、全体としての成案の後にその内容については詰めていくということになります。

○池口国土交通副大臣

そうすると、わかりやすく言うと、消費税の税率を先に決めて、後で整理するということですか。

○五十嵐財務副大臣

ここでたたき台が出ているわけですから、そのたたき台に沿って、大枠については決めていただく。

○池口国土交通副大臣

もう少しわかりやすく言ってください。そうすると、大枠というのは、税率は決めて、あとの問題については別途やるんだということですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

お手元にちょうど、12月14日付の閣議決定がありますね。実は私も勿論、社会保障改革の担当をしていましたので、その社会保障改革に係る基本方針というところに、ここで平成23年半ばまでというのが、これは大体6月と意識しているんですが、そこまでに必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革をやりましょう。ですから、その意味で言うと、社会保障を中心とした必要財源の安定的確保と財政の健全化、この2つがあるんですよということは閣議決定しているから、それに基づいて実は、この社会保障改革案が昨日、私はやや批判的な意見を述べてしまっていて反省しているところはあるんですが、しかし、ある意味では、そういう閣議決定に基づいて我々は作業して、今日は与謝野大臣もお見えになっておりますけれども、それが今回出されて、ですから、安定財源としてはどれぐらいの財源が必要なんだ、それは何で対応するんだというところを、この場でとりあえず決めていきながら、恐らく副大臣がおっしゃっていたのはタックス・オン・タックスをどうするかとか、あるいはインボイスをどうするかとか、そういうたぐいの細かい問題は恐らく、この税制改正をまた秋に向けてもやるでしょうから、それに基づいてどうするかという議論はまた出てくるのかなというふうに、私自身は、個人的にはそう判断をしております。

○池口国土交通副大臣

個人的な見解としては、私は順番は逆だと思います。

○峰崎内閣官房参与

といいますと。

○池口国土交通副大臣

だって、中身が全然わからないのに税率だけ決めるということは、私は順番が逆だと思います。

○五十嵐財務副大臣

いや、中身がわからないわけではないです。さんざん、社会保障の機能強化、それから、今まで穴を空けていた分、機能維持のために使う分はこれぐらい必要です、これだけ必要財源が足りませんという話をして、それをどこで調達をするかという話についてはやるんです。やっていただかなければ困るわけです。現に穴が空いているんですから、来年度の予算が組めないんです。それも含めて、2兆5,000億円をどこから引っ張ってくるんですかという話ですからね。

ですから、それはやらなければいけないんだと思いますが、その中で、今時点では、今、将来的な方向を議論してもいいんです。ですから、それはたった今、尾立政務官、逢坂政務官から御説明をいただいた、その文章の中にどう書き込まれるかというのは、言わばここにおられる委員の御意見が反映されるので、そこで皆さんに御意見をちょうだいして幅広く聞きたいということを申し上げているわけでございます。

○与謝野内閣府特命担当大臣

私から説明をするのは僭越なんですけれども、消費税を具体的にやる場合、残された問題は幾つあるのかということです。例えばビールには非常に大きな酒税がかかっています。事実上、酒税にまた消費税をかけているというタックス・オン・タックスの問題が一つ残っています。これは前回の5%に上げたときには、ビール業界に若干の減税をして、タックス・オン・タックスを認めてもらった経過があります。

それから、消費税を初めて導入するとき、医療は非課税にすべきだという医師会の強い御要望に基づいて、医療については最終段階のみ非課税ということにしましたので、消費税分だけお医者様が負担することになっています。

簡易課税の取引総額の今の現状は妥当かどうかという問題。免税事業者の今の水準は妥当かどうかという問題等々は、やはり5%を10%にするとき、やはり皆様方に議論をしていただかなければならない課題としてあるんだろうと私は思っております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

ここで何を短時間の間に議論をするのか。焦点を絞っていただかないと、昨日からの議論でも非常に混乱をしているように思うんです。昨日もまだ社会保障改革についても幾つか宿題があって、さしかけになっている。この税制調査会で勿論、税制のこ

とを決めるわけですが、集中検討会議の方で出された10%という専門家の皆様からの数字をどう見るのかということと、昨日も議論になった税と保険料の割合で、先ほど逢坂さんがおっしゃったこととも関連しますが、国民にとって社会保障が充実をし、また財政もきちんとしていくためには、どれだけお金が要るのか。その中で税がどういうことになって、保険料がどういうことになって、そのことによって本当に今回の特徴の現世代型の子どもにまできちんに行くんだということが納得できる枠組みの中で、短時間でここで、このポイントとこのポイント等をしっかり議論してくださいとはっきり言っていただいた方がいいと思います。そうでないと、ここで白地から全部やりますと言われても、昨日のだと消費税についてもまっさらから議論をしていいというニュアンスに取れたところもあるので、10%なら10%、それがどうかということとか、少し具体的絞っていただいた方がいいと思います。

○五十嵐財務副大臣

昨日はとにかく社会保障改革本部の原案を説明いただいて、それに質問をいただくという、今日もそうなんですが、第一ラウンドです。まずこれからの抜本的改革の方向性について書き込むわけですから、その原案は後で起草委員会をつくって、出させていただくことになると思いますが、その中で皆さんのどういう御意見を反映するかという事を今、議論をしたいということで、その第一ラウンドを今は続けているところでございます。基本的には機能強化と維持の必要経費については、もう原案が出ているわけですから、それを前提にやるということで、今、必要なのは税調ですから、消費税10%の段階的引上げという案が出ていますけれども、他の税源が実はどうなのかということも、あらかじめそれはある程度、共通認識を持たなければいけませんね。その上で消費税しかないなということで、大体そういう方向が出されたわけですが、ということであれば、それに対して低所得者層に対する対策をどうするか。地方との関係、地方消費税をどうするかというようなこと。それから、目的税とするのかどうか。あるいは段階的引上げ論についてどうかというような論点が残りますね。その論点について詰めていきたいと思いますということになるんだと思います。

与謝野大臣から。

○与謝野内閣府特命担当大臣

小宮山先生の御指摘のとおりでして、実は政権与党に課せられている宿題は2つあって、1つは今の社会保障制度の持続可能性を確保する。それから、これは単に今のほころびを直すだけではなく、相当期間これで大丈夫だなという持続可能性が一つです。

もう一つは、これも民主党政権の自ら課した課題ですが、2015年には今のプライマリーバランス赤字を半減する。2020年にはプライマリーバランスをバランスさせる。この2つの課題に向かって作業をしたんですが、やはり2015年にプライマリーバランス赤字の半減を図り、今の社会保障制度の持続性を可能にし、余り完全では無

いですがけれども、子どもの問題とか医療の充実とか、いろいろなことをやってまいりますと、5%の消費税増税はどうしても必要だというのが結論でございます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○東内閣府副大臣

与謝野大臣がおっしゃっていることはよくわかるんですが、私は昨日も基本的に同じような質問をさせていただいているんですが、どうも違和感があるのは、昨年12月の閣議決定でこの社会保障改革とそれに見合った財源をどのように見つけていくか。それを今年度の中ごろまでに決断していかなくてはいけない。成案を得ていかなくてはいけない。それはよくわかるんです。状況が変わっているんだと私は思うんです。3月11日であれほどの大震災を経験し、今もまだオンゴーイングで、こういうときにそもそも社会保障改革案なるものとしてあったとしても、それを財源的にバックアップするために、今は税率を上げろだとか、そういう議論そのものが本当に日本の将来にとっていいんですかという、そこが払拭できないから、それはもうみんなで決めたことで、何としてでも今の税率を上げていかなくてはならないんだということでコンセンサスが出ているなら話は別ですが、そもそもそのところから大きな意見の方がギャップがあるのではないのかと思います。

この社会保障改革案の第6節に、いわゆる経済成長とのバランスを書いているんです。これは極めて重要なことなんです。今、本当に税率の議論をして、税率を上げて失速しないんですかと。更に失速をしていかないんですか。そのことをどういうふうに関係大臣の中で精査して議論して、今まさに税率を上げたとしても日本はちゃんと持続的な経済成長を推し進めていくことができるんだという話なら話は別なんです、そこが全く見えないで、決められたものだから、ここでつじつまを合わせて、こういうふうにしましょうということに関して、そもそもスタートラインにおいてよくわからないというのが私の疑問点です。

○五十嵐財務副大臣

財務大臣。

○野田財務大臣

余り会長の私が言うのもどうかと思っておりますが、今の東副大臣の御指摘は、私は基本認識をどうするかというところで、とても大事だと思いますので、あえてお話をさせていただきたいと思っております。

この震災が発災をする前から、税と社会保障の一体改革をやって、財政健全化をきちんと道筋を付けるということは、この内閣でもやるべきことだったと思います。では、震災があったから、その状況が変わったのかというと、むしろ私はそれは強まっていると。今日もIMFの方が来られました。

4条協議で日本の現状を踏まえて提言を出してくれています。今回IMFは各国、日

本と関係のある国からいろいろなりサーチをした中で、一番日本に対して何を期待しているか。財政の安定です。ということは、むしろ震災で大変だけれども、震災に向けての復旧、復興をきちんとやると同時に、併せて財政健全化の道を日本がたどろうとしているかどうかを今、世界は見ている。ということは、むしろやらなければならない必要性は強まっているということをここで御認識いただかないといけないと思います。

○東内閣府副大臣

それは全く私も金融庁の副大臣でもありますから、世界が見ている視点はまさにそのものです。社会保障改革に関して財源云々というよりも、財政健全化に向けて、日本がどういうふうこれから行くのかを注視していると思います。日本の国債比率に対して格づけも変わりつつあるというのは、まさにそれを見ているからだと思います。それは国際社会の認識であって、私たちはそれをも踏まえた上で、政治家ですから、本当にそういう議論を今して、税制の問題に手を付けて、そして、税率も決めて、それをやっていいんですかということを私は問いかけているんです。それは財務大臣の認識と国際社会はどう見ているかということに関しては、私も全く共有します。それも踏まえた上で、私は議論をしておく必要があるのではないかと申し上げているんです。

○五十嵐財務副大臣

平野副大臣。

○平野内閣府副大臣

先ほど三位一体改革の話がありまして、基本的にはいろいろ反省すべき問題点があるというのは共有いたします。

また大事なことは、財務大臣の認識と一致すると思いますけれども、あのときから今日に比べますと、坂道を転げるようにして日本の財政は悪くなっています。大変悪くなっている。今回、震災がありましたので、当然財政支出は増えます。これだけ悪くなっている中で、また財政支出が増えるというときに、やはりマーケットとか世界は、日本は財政問題についてどう考えているんだろうかということは相当見られると思います。

そのときに、最初にできるものは何かとなりますと、社会保障制度に対する財源を安定させるということが第一ステップではないかということは、メッセージとして非常にわかりやすいと思います。こういう中での1つの財源を安定させると同時に、我々は今の段階では、正直言ってプライマリーバランスの達成はかなり難しくなりましたが、財政についても、絶対これは発散させませんよというメッセージを政治の意思としてマーケットに示すと同時に、世界に示さないと、日本はこれから震災もやって、どんどん増えますねと。それに対して、震災が優先だから歳出を優先させますよということは、絶対危ないと思いますし、大げさに言えば、最大のものすごいリスクを今、

マグマのように財政の問題というのは抱えている。これは言い過ぎかもしれませんがけれども、そういう認識を強く持っておりまして、こういうときだからこそ、本当につらいけれども、大変だからこそ、財政に対しても私はしっかり見ますよということのメッセージを上げる上においての第一ステップとしての消費税の5%というのは、これぐらいもここで決められなかったら、我々の政治の意思というのが問われかねないという逆の意味での危機感を持ちます。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

私も平野さんと多分認識だと思います。もう時間も余りないのですが、金融担当をされている副大臣なのでよく御存知のことと思いますが、財政問題というのは、実は金融問題にすぐ転化してしまうんです。つまり、国債を金融機関は大量に持っていますから、この金利が少し跳ねるとすぐ暴落するわけです。時価会計ですから、すぐに、自己資本比率がどんと落ちてくる。

そういう意味でいうと、ここではどちらかというところ、社会保障に力を最初は入れたいという思いは強いんですが、しかし、これは利払費だとかそういうものを払えなくなったら、そこでデフォルトを起こしてしまうわけですから、それは絶対にできませんね。なおかつ、その上に社会保障の充実をやらなければいけませんね。そういう意味でいうと、本当に5%で足りるのだろうかというのが私の昨日の発言の思いだったので、その点よく理解をしていただきたいです。

そういう意味では、是非私はそこをやらなければいけないし、国民の理解を得るために、逢坂さんがおっしゃったように、国民は自分たちの住んでいる世界をどういうふうにしていったらいいんだろうかと考えているわけですから、その理解を得るためにも、地域で社会保障の充実を進めている自治体は、しっかりと要望を考えていくという姿勢が重要なのではないかとということが私の考えです。

最後に、これは論点の中に入ってくるのかどうかわかりませんが、番号制度というものが社会保障改革のときにずっと一貫して入ってきているんです。これは、実は納税者権利憲章の問題は冒頭に提起しましたが、納税者権利憲章の手續論と番号制度と、やがて最終的には、地方税を入れるかどうかは別なんです、歳入庁という1つの仕組みを変えていくという流れも非常に重要なポイントなので、これは今日の議論ではありません。しかし、これから議論するに当たって、多分秋まで続く改正の中では、そういう論議も是非加えておいていただきたいなと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

私が三位一体改革を出したので、若干誤解を与えたかもしれませんが、平野

副大臣と私の認識は共有いたしますし、参議院のマニフェストをつくる時にも、この問題は、随分党の中で企画委員として一緒に議論させてもらっていますので、十分認識はいたしております。

私が三位一体改革を持ち出した理由は、どんなプランであれ、国民の皆様に納得を得なければいけないので、手順を誤ってはいけないとことと、もう一つは、あのとき、三位一体改革全体が国家財政にどういう影響を与えたかということは置いておくとしても、自治体の中に相当な不安、不満あるいは将来への懸念が広がったということもありまして、ああいうことでは困るので、同じ失敗をしないようにということなわけです。

だから、私は増税するのが駄目だと言っているわけでもございませんし、歳出を抑制するのが是だ非だと言っているわけでもないのです。問題意識は多分共有していると思います。

○五十嵐財務副大臣

鈴木副大臣、どうぞ。

○鈴木総務副大臣

私は余り発言をしない方なんですけど、消費税については、私も皆さん方とほとんど共有をしております。パーセントの問題とか、いろいろと微妙な点はありますけれども、それはおっしゃるとおりだと思います。

先ほど逢坂さんも言われたのですが、実は、社会保障一つとっても、現段階ではつきり申し上げて、地方は全然納得していません。もしこの形のままで流れていったときには、まさに地方の大反乱が起きてしまう。これは総務省だから言うのではないかとされると非常にづらいんですけども、全くそういう次元ではなくて、我々は本当に地方の声をもっともっと聞くということをしていかなければならない。このことだけ、口数の少ない私からはつきりと申し上げておきたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

片山大臣、どうぞ。

○片山総務大臣

今の財政の危機的な状況というのを何とかしなければいけない。それは国際社会の中で、ちゃんと我が国が信認されるという意味でも必要だと思います。したがって、政府として意思決定をしなければいけないという時期だと思います。

その上で、最終的には国民の理解、納得というものがなければ、政府は意気込みだけでぼんと5%上げますと言って、それがしゃばに出たときに、結局国民の理解が得られなくて、潰えてしまった。また駄目だったのかということは何回も繰り返しているわけですから、今回、民主党政権で改めてこの問題に取り組んでやろうとしたときには、きちんと国民の理解が得られるものでないといけない。最後まで見通さなければ

ばいけないと思うんです。

国民の理解といったときにいろんな要素がありますけれども、私は昨日も申し上げましたし、今も出ました、社会福祉の担い手の理解がちゃんと得られていますかというのは非常に重要な論点です。これは是非お願いしたい。

またほかに、国民はみんな消費者ですから、国民みんなが納税者ですから、大方の理解を得られるものでなければいけない。そうすると、先ほど来、東副大臣とか池口副大臣がおっしゃったことは、重要な論点を含んでいると思うんです。単に5%だけを上げるということを決めればいいので、あとは後からだというのも1つの理屈ですが、しゃばに出たら、もう細部がいっぱい出てくるわけです。ここの税制の議論では、大枠ではないと思っていても、国民にとっては重要な問題が出てくるわけです。それに対してどう答えるのか。それは後でやるんですということでも済むかどうか。例えば消費税の話が出たときに必ず出てくるのは、逆進性の懸念です。それから、景気に対して非常に悪影響を及ぼすのではないかという議論が出てきます。そのときに、ちゃんとこれについて議論をして、確かめて、その上で納得していただけるだけのメッセージが出せるかどうか。私は非常に懸念をしております。

集中検討会議で少しやりまして、昨日、国民新党の方から少し御紹介があり、私もその場において聞いていましたが、逆進性については、生涯所得を見れば、決して逆進性はそう高くないんだという学者の説明があって、それだけだったんですけれども、こんなものがしゃばに出たときに、東大の先生が言われたんだからそうですねとかいうことにはならないですよ。反対意見と闘わせていないんですからね。

それから、景気について、平成9年の橋本内閣のときに消費税を上げて、所得税の負担増もありましたけれども、それについて、その後、我が国の景気はせっかく上がっていたのがダウンしたわけです。それとの関係は、消費税が必ずしも原因者とは言えない。別途、アジアの金融危機があったんだという説明でしたが、それだけで本当に説明がつくのかどうかですね。あれだけの簡単なプレゼンテーションで済むのかどうか。時間がありませんので、私も申し上げませんでした。世間に出たらそれは無理です。

逆進性との関係で出てきますけれども、食料品などを別扱いするんですかという問題も、別扱いすべきではないと。これは私も一定の理解はしましたが、しかし、それだけで収まるのかどうかですね。そういう消費税自体にまつわるいろんな重要な論点が、ここまでの段階では余り議論されていないんです。それをやるとすれば、こんなんです。ここが税制としてどうあるべきかの見識を示さなければいけないんです。それをはしょってはいけません。それは細部だと言ってはいけません。そのことは非常に気になります。財政の健全化、安定化、国際社会のメッセージというのは非常に重要ですが、最後は国民に理解していただけるかどうかというのを政治判断しなければいけない。その場がここだと思うんです。

先ほど政務官に失礼なことを申し上げたんですけれども、どうも率直に申し上げて、訓誥学をやっているみたいな気がするんですよ。何年にどう決めた、だからこうしなければいけない、スケジュールはこうだといって、そんな手続論とか過去のことばかりあって、今の震災を踏まえて、景気がどうなると、日々政治は変わるわけですから、マニフェストだって変えようかというときに、この部分だけ金科玉条で昔のものを守っていくというのは、何か違和感があるんです。これだけ政治家の皆さんがそろった中ですから、闊達に議論をして、有権者、国民の皆さんにちゃんと理解が得られるかどうかということ率直に議論すべきだと思います。

○五十嵐財務副大臣

末松副大臣、どうぞ。

○末松内閣府副大臣

私も税と社会保障の集中検討会議に出させていただいた立場から一言申し上げますと、繰り返しになりますけれども、財務大臣のお言葉に尽きているのかもしれませんが、要はプラス消費税5%で今ある社会保障を伸ばして行って、これも集中と選択で結構カットしたような形で、このくらいのサービス、社会保障をしっかりとやるというある意味でのコミットメントを、これは世間に出たらこういう形になると思うんです。もし5%はやだという話で3%とか2%あるいは今のままでいいと言うんだったら、もう社会保障全体の姿は、もっとレベルを下げざるを得ませんという形まで、多分世間の方々はとることになると思うんです。

確かに現状で東北大震災とか景気がどうなるか。財源が厳しいという話があるかもしれませんが、そういうある意味で民主党政権のコミットメントを、どのくらいだったらこのくらいの社会保障。もしこの値が下がるんだったら、そうしたらこのくらいまでサービスを下げざるを得ませんというところを、国民の皆様にも判断してもらわざるを得ない。そこで税と社会保障の検討会議では、5%だったらこのくらいですというコミットメントが得られたという中期的なことなので、そここのところを踏まえた形は十分必要だと思います。

○笹本文部科学副大臣

国民の納得ということを考えた場合に、真ん前のことだけではなくて、社会保障が負うべきところということで少子化対策が本当にこれで十分か。これが全世代対応型ということで本当に説得性があるか。障害者対策も雇用対策も含めて、あるいは教育は高校の無償化を民主党になってやっていますが、そんなことも含めて本当の全世代対応型かどうか。これは目の真ん前のこの税率について、なかなか絡ませていく時間はないかもしれないですが、是非その議論はどこかでやるべきだと思います。

○平野内閣府副大臣

国民の理解を得なくてはならないというのは、全くそのとおりだと思います。けれども、同時に財政というのは基本的にはマクロの視点で見える目というのが、スター

トではないかと思えます。

繰り返しになって恐縮ですが、今の財政の状況の中で社会保障制度が維持できるかできないか。かなりきわどい状況にあるという中で、では歳出を削りますか、歳入を増やしますかという2つの選択しかないわけです。歳出を減らすときに年金の保険金を下げますか。なかなかこれだと合意なんか得られない。それ以前に財政の現状の中で何が大事かと言ったら、財政の持続性の中では私の認識としてはほとんど赤信号に近い状況が来ていると思っていますが、これに対しての政治の意思としては何が必要かと言ったら、例えば先ほど言ったように食品の免税とか軽減税率という話がありますが、それ以前にまずこの部分については負担をお願いしますというメッセージを出すことからスタートした上で、その中でなぜこういう状況なのかという話、それは確認の問題として先ほど与謝野大臣から出てきたタックス・オン・タックスの問題あるいは医療の問題等々あります。そういった問題に入っていくことの方が、話としてはしやすいのではないかと思います。

今、大事なのはどちらかという歳入の部分というか、財源の部分の安定化に私も相当のエネルギーを割かなければいけないし、今度は待ったなしではないかという思いでこの問題は取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

○小宮山厚生労働副大臣

超少子高齢社会も待ったなしなので、特に震災があったからこそ、これからの担い手にもなっていくわけですから、そこのところは一層力を入れなければいけないということで、私は今回、一定の負担を国民の皆様をお願いするということはきちんとした説明をして、納得を得れば理解を得られることだと思っているんです。だからそういう意味では私は全世代型、特に子どもも入れたというところをしっかりとアピールすべきだ。それできちんと言えばわかってもらえると思っています。

私が昨日も言いましたように、心配しているのは社会保障の検討会議でも5%を上げる、10%という数字だけが出ていってしまって、それで低所得者の方も影響はないみたいな話だと、そこへの反発が先に来ってしまうので、そうではなくて、そこはやはりこれまで民主党が言ってきた軽減税率の問題とか、それは例えば番号制を入れてこういうふうやっていくんですという道筋も含めて、きちんと説明ができるような取り組みをしていく。それは税の面ではここで決めなければいけないわけですから、そこのところをしっかりと議論をして、発信がどうしてもこの政府は下手なんです。そういう意味できちんとやっていることが理解してもらえるようにするのは、やはり議論を尽くして、きちんとアピールするポイントも整理して、表に出して行って納得を得るという意味では丁寧な作業が必要ではないかと思えます。

○鈴木総務副大臣

一般的に言って、国民の皆さんの負担を増やすことになれば、国民の皆さんはどの部分のサービスが拡充されるんですか、どういうメリットがあるんですかという感覚

を持つのは当たり前のことだと思います。しかし、今の日本の現状は全くそうではない。歳出がこんなので歳入がこれぐらいしかないという現状の中だから、多少歳入を増やしてもサービスの拡充に回す財源はないんだというのが、本当のところなわけがあります。

だから逆に言うならば、国民の皆さんに負担増はお願いするんだけど、場合によってはサービスが下がる部分があるんですよということぐらいの覚悟を我々が持てるかどうか。世間の常識や一般国民の常識と全く逆のことを我々はしようとしている。そのぐらいの覚悟を持って政治決断をするのかしないのかが今、問われていると思うんです。そうしなければ財政は全くの赤信号だし、国際社会の上でも信頼されていないというのは当たり前のことで、それを説明できる力、説明できる気力、胆力が我々にあるのかが問われているのがこの場だと思うので、だからこそなおのこと丁寧に議論して、その覚悟をみんなで持ちましょうということではないかと私は思うんです。

○野田財務大臣

そろそろ官邸に行かなければいけないので。

皆さんのお気持ちよくわかります。一方でこれはスケジュール感を持って限られた時間ですが、おっしゃったように丁寧に議論していく。これはよく申し上げるんですが、そろばん勘定と国民感情と2つの「カンジョウ」があって、このバランスをどうとるかだと思うんです。避けて通れないテーマですからきちんと我々は議論を積み上げる。国民が例えば消費税と言ったときに何を本質的な問題に思っているのか。例えば低所得者対策とか幾つか出てくると思います。それはきちんと論点整理の中で今回入れていく。でも、その時間の中でタックス・オン・タックスなど含めていろいろ言っていくと切りがないです。それはこの成案とは別に工程表をつくる中で、その辺の技術的なことは秋にやりますよとか、そういう論点整理をきちんとやった上で、一つひとつ丁寧に議論していくことをお願いしたいと思います。

○東内閣府副大臣

物すごく素朴に私は一般の有権者として見たときに、この大震災が起こって、東さん、消費税を上げるんですかと、私たちから取っていくんですか、何で赤字国債をばんばんやらないんですかと。かつて66年前、日本が第二次世界大戦でこっぱみじんになって金がないです。あのときお金をつくったではないですか、刷ったではないですか。何で日本はできないんですか。中国が急成長してきているときに鄧小平は何をやったんですか。お札をいっぱい刷っているわけです。何で日本はそれをやってはいけないんですか。私たちは困っているんです。

そこで今、民主党政権というのは皆さん頭のいい方々がいるからいろんな絵を描いて、こうしなくてはいけないんですという理屈というのはよくわかります。でも納得することができません。税率を上げてしまえば今の景気はどん底なのに、更におかしくな

っていくではありませんか。こういうことに答えられなければいけないんです。なぜ今は赤字国債は駄目なんですか。数十兆円を一挙に出して、そして復興のためになぜ使わないんですか。そういうことを当然閣議でも議論されているんだろうと思うんですけども、それが私は国民の声だと思います。私自身も知りたいと思います。私は大增刷をしていくのではないか。今は取る段階ではないと素朴に思います。それに対してどのように皆さん方がちゃんとこの問題を議論するに当たって提示してくれているのか。それを一段階下げてこういうことになっているから、皆さん納得できますね。では税の問題を話しましょうと言うならばすっきりします。そこが非常にあいまいだから、いつも申し上げているんですけども。

○野田財務大臣

だから先ほど訓詁学と言われましたけれども、これまでの政府内や党内の議論の歩みをおさらいしたんだと思います。そこに戻る議論ではないと思います。

○東内閣府副大臣

そうではなくて、そこに戻る議論ではなくて、なぜお金を刷ることができないんですかという話です。まさにマクロですよ。

○与謝野内閣府特命担当大臣

いい本がありますのでお届けします。これは第一次世界大戦の後、ドイツでお金を刷りまくったわけです。その結果、何が起きたかというのは1杯のコーヒーを注文したときには5,000万マルクで、飲み終わったときには7,000万マルクになっていた。その本は是非通読していただければ先生の御疑問は全部そこに書いてあります。

○五十嵐財務副大臣

そろそろ皆さん次の会議があってお出かけになるので、先ほど片山大臣からありましたけれども、私が先ほどちょっと論点を幾つか挙げましたが、その中でも低所得層対策をどうするか、あるいは国と地方との関係をどうするかというのは論点として取り上げて当然やっていきますというお話をさせていただきました。今後、企画委員会を通じて論点整理をさせていただいて、論点に沿って議論をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

細部は全部先送りというわけではなくて、ちょっと下品な言い方をしますが、勝負は文章の中に書き表わす今後の方向性、抜本改革の方向性にどう表現されるかというのは後の議論の中で、今度は訓詁学と言われましたけれども、訓詁の基になりますから、是非そこで勝負をしていただきたいと思います。全部を決めてからでないで大枠も決められないということでは話が進まないと思いますので、大枠を決定するのに必要な事項に限って論点整理をさせていただいて、そして詳細についてはまた更に引き続いて具体的な法案づくり、システム制度づくりに反映させていただきたいと思っています。

本日ですが、もう時間が余りありませんが、先日の会議においていただいた質問に

関連して社会保障改革担当室より資料の提出がありましたので、簡単に最後に御説明をいただいて、本日は閉じたいと思います。

それでは、香取審議官、お願いします。

○香取社会保障改革担当室審議官

恐縮ですが、時間もないので簡単に御説明します。お手元の最後に白黒刷りで2つ用意したものがございます。上にありますのは保険料と公費全体で社会保障の費用の見通しがどうなるかというものでございます。昨日申し上げましたように、保険料と公費の構成割合はおおむね6対4ということでございまして、給付全体が機能強化によってふくらみますので、ほぼ総じてふくらむということでございます。ただし、改革の中には保険料財源を公費で置き換えるもの、あるいは公費を保険料財源に置き換えるもの等がございますので、若干の移動があるのと、改革する事項によって保険料の割合が違いますので、若干公費の方が大きくふくらむという構造になっているということでございます。

もう一つは、今回の改革案と昨年12月及び今年5月に民主党の調査会で出されました提言を、それぞれの項目ごとに比較したものでございます。これはお目通しをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

どうしても更問が必要だという方はいらっしゃいませんか。それでは、委員の皆様、本日は大変延長になりまして申し訳ございません。ありがとうございます。

次回は10日金曜日を予定しておりますが、具体的な時間等につきましては追って御連絡をいたします。本日の会議はこれにて終了いたします。記者会見は間もなくこの場所で行います。ありがとうございます。散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。